

エコチル調査の論文投稿に係る
論文投稿前審査申請要領（申請者向け）

成果発表ルール改正（令和3年9月14日）を反映

Ver. 2. 2. 1

令和2年3月19日作成

令和3年9月14日改訂

（前回改訂：令和3年1月29日）

令和2年3月19日作成

国立研究開発法人国立環境研究所

エコチル調査コアセンター

目次

1. 概要.....	1
(1) 申請者向け要領の目的.....	1
(2) 論文投稿前審査の対象.....	1
(3) 本要領の対象期間.....	1
2. 申請者が行う必要手続き.....	1
(1) アブストラクトの登録.....	2
(2) JECS-Group のメンバーとの協議.....	2
(3) 運営委員会委員長への論文投稿前審査.....	3
(4) 環境省及びコアセンターへの論文投稿に係る届出.....	5
3. 運営委員会委員長への論文投稿前審査(学術・形式)について.....	6
(1) 論文投稿前審査の主な流れ.....	6
(2) 各段階の詳細について.....	7
4. 論文投稿前審査に関する Q&A.....	9
5. 課題募集方式の変更の趣旨について.....	13
(1) 大きく変わる点.....	13
(2) 現行の方式の問題点.....	13
(3) ルール改定による問題の解消.....	13

「エコチル調査の論文投稿に係る論文投稿前審査申請要領」別紙

【別紙1】疫学統計ガイダンス（「エコチル調査における結果の取りまとめに関するガイダンス Vers2.1」）

【別紙2】作業実施手順書_見本 2020

【別紙3】論文投稿前審査でよくある指摘事項

【別紙4】論文への必要記載事項（追加調査で収集したデータを用いて執筆する論文の場合）

【別紙5】固定データを利用した対象者の絞り込みについて（3歳時全固定データまでを追加）

【別紙6】共変量の OR と 95%信頼区間等の表示 20210406（事務連絡版）

【別紙7】論文における背景要因の記述について 20210900（事務連絡予定資料）

【別紙8】論文投稿前審査後に変更が生じた際の手続きについて

※「エコチル調査の論文投稿に係る論文投稿前審査申請要領」及びその「別紙」は、「エコチル調査連絡協議会掲示板」の「成果発表ルール・手続き・固定データ利用」の「Ⅱ. 成果発表ルールの運用に関連する資料」の「2」として掲載しています。

1. 概要

(1) 申請者向け要領の目的

本要領は、「エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール」（令和2年11月17日改正）（以下、「成果発表に関する基本ルール」）の中で規定されている論文投稿前審査の申請者が行う手続きについて説明することを目的とする。

なお、本要領は、ルール変更時には、適宜見直すこととする。

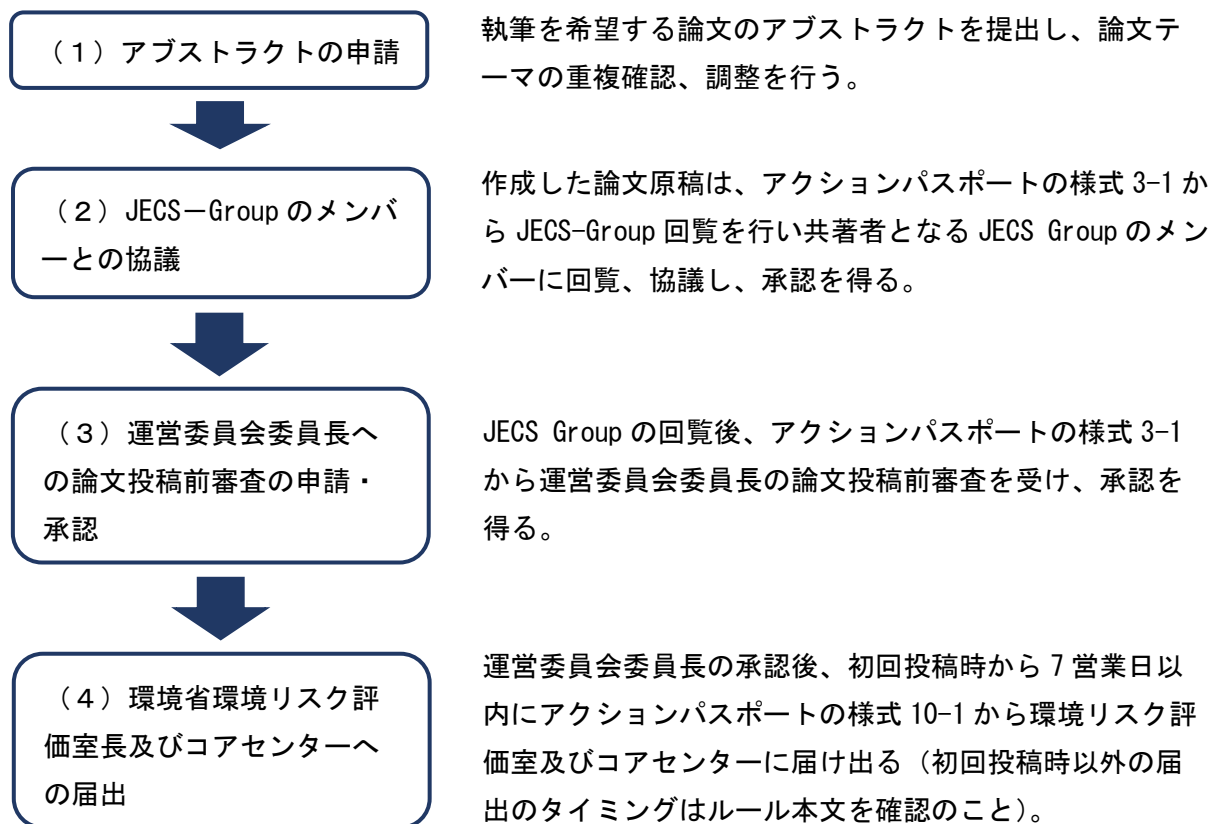
(2) 論文投稿前審査の対象

「成果発表に関する基本ルール」の改正（令和2年11月17日付）」に準じ論文投稿前審査（従前「事前審査」と称していたもの）の対象が変更となる。これまで迅速審査の対象であった「追加調査の中心仮説に関わらない論文」も新ルール運用後は論文投稿前審査の対象となる。論文の種類としては、「全体調査・詳細調査で収集した全国データを利用する論文」、「全体調査・詳細調査で収集した一部のユニットに限定したデータを利用する論文」、「追加調査で収集したデータを利用する論文」のそれぞれ中心仮説に関わるものとそれ以外がある。

(3) 本要領の対象期間

令和2年9月30日運営委員会で改定版が承認された「成果発表に関する基本ルール」の論文投稿前審査の手続きにシステムが導入された令和3年3月以降とする。

2. 申請者が行う必要手続き¹



¹ 論文の種類によっては、不要な手順があるため詳細は（表1）を確認のこと。

(1) アブストラクトの登録

掲示板>成果発表ルール・手続き・固定データ利用>論文執筆希望時の課題申請の方法について(全体調査・詳細調査により収集した全国データを用いて執筆する課題)を参照。

(2) JECS-Group のメンバーとの協議 (「全国データを利用する論文」のみ対象)

「一部のユニットに限定したデータを利用する論文」及び「追加調査のデータを利用する論文」の場合は JECS-Group のメンバーとの協議は不要(成果発表に関する基本ルール 4. 1. 1 (7)、4. 2. 1 及び 4. 3. 2)。

論文の共著者には、原則としてラストオーサーに the Japan Environment and Children's Study Group を記載し、グループメンバーは原則として個別に示される著者・共著者に含まれない。コアセンター、メディカルサポートセンターならびに各ユニットセンターの論文投稿時のセンター長とされているほか、過去にセンター長であった者で、かつ論文投稿時に各センターに引き続き所属する場合には、現センター長の申し出に基づき、コアセンター長の判断で JECS Group のメンバーに加える。(第 24 回運営委員会了承)

作成した論文原稿は、共著者となる JECS Group のメンバーに **アクションパスポート上の様式 3-1 に必要事項を入力の上で回覧**(従前はメールにて回覧)し、**協議及び承認を得る(※1)**。なお、**様式 3-1 の冒頭の一行目「申請種別」は「JECS-Group 回覧」を選択すること。**

アクションパスポートでの申請方法は、掲示板>成果発表ルール・手続き・固定データ利用>「成果発表手続きのシステムの使用方法等に関連する資料」(黄色字)に掲載されている資料を確認すること。

接続URL <https://jecsees.nies.go.jp/XFV20>

また申請者は、JECS-Group 回覧で協議・承認を得た結果を成果発表に関する基本ルールの様式 2-3 にとりまとめる。各種様式は、掲示板>成果発表ルール・手続き・固定データ利用>「<エコチル調査で収集されたデータの利用と成果発表に関する基本ルール(令和3年9月14日改正)>」(黄色字)に掲載されている。

※1: JECS Group での協議、承認については、各ユニットセンター等が執筆の優先権を有する課題との重複について、特に確認の上、協議、承認することを重視する。

JECS-Group 回覧時の件名、添付資料、照会期間等は以下のとおり。

- ・ **件名**: A: エコチル調査 JECS-G 回覧、B: 〆切日(申請日から2週間後を設定)、C: UC 名、D: テーマ名(略称)

《例》「エコチル調査 JECS-G 回覧・〆切 3/20、愛知 UC、テーマ名(略称)」

- ・ **添付資料**: 論文原稿(行番号(連続番号)を入れる)、類似課題リスト(様式 3-4)
- ・ **照会期間**: 2 週間

(3) 運営委員会委員長への論文投稿前審査

1) 必要な手続きと提出書類について

JECS-Group 回覧後（全国データを利用した論文のみ）、運営委員長へ論文投稿前審査の申請を行う。申請は、アクションパスポートの「様式 3-1 成果発表に関する論文投稿前審査申請書」の画面より行う。論文投稿前審査申請時に必要な書類は下記（表 1）の通りである。なお、申請の際に添付書類として提出することになっている書類を作成する際は「論文投稿前審査でよくある指摘事項（別紙 3）」の内容を踏まえること。

添付資料のファイル名は「添付資料名_執筆責任者又は筆頭著者名」を表記すること。

《例》「②論文原稿_愛知 UC_執筆責任者又は筆頭著者名」

《例》「③統計解析チェックシート_愛知 UC_執筆責任者又は筆頭著者名」

また、令和 2 年 1 月からの新ルールでの運用時から提出書類に「論文投稿前審査申請前の自己チェックリスト（様式 3-5）」が追加になっている。申請書時に必要な資料等（注 1 の書類等）は、エコチル調査掲示板に様式集（Word・Excel）の最新版を掲載しているため、そちらを参照し使用すること。

表1 論文投稿前審査までに必要な手続きと提出書類一覧

必要手続き		提出書類の 様式等 (注1)	全国データ	一部のユニット に限定した データ	追加調査 のデータ
(1) アブストラクト申請					
提出書類	A アブストラクト申請書	様式 2-1 (注2)	●	●	×
	B グラフィカルアブストラクト	PDF	●	●	×
(2) JECS-Group 回覧					
提出書類	①論文投稿前申請書	様式 3-1 (注3)	●	×	×
	②論文原稿		●	×	×
	⑥類似課題リスト	様式 3-4 (注4)	●	×	×
(3) 論文投稿前審査申請					
提出書類 (注7)	①論文投稿前審査申請書	様式 3-1 (注3)	●	●	●
	②論文原稿	Word 版・PDF 版 共に提出 (注5)	●	●	●
	③統計解析チェックシート (自己 チェック用)	様式 3-2 (注6)	●	●	×
	④作業実施手順書	別紙 2	●	●	×
	⑤著者共著者貢献内容チェッ クシート	様式 3-3	●	●	×
	⑥類似課題リスト	様式 3-4 (注4)	●	×	×
	⑦論文投稿前審査申請前の自 己チェックリスト	様式 3-5	●	●	×
	⑧JECS-Group 回覧結果報告書	様式 2-3	●	×	×
	⑨その他	任意			

(注1) 成果発表に関する基本ルール様式集の詳細は以下通り

掲示板の掲載場所：成果発表ルール・手続き・固定データ利用＞エコチル調査で収集されたデータの
利用と成果発表に関する基本ルール（令和3年9月14日改正）

【様式集 Word】⑧：様式 2-3、③：様式 3-2、⑤：様式 3-3、⑥：様式 3-4

【様式集 Excel】⑦：様式 3-5

(注2) 申請はメールにて行う。詳細は、掲示板の「全国データを用いる学术论文のアブストラクトの申
請方法」に掲載されている資料を確認のこと。

(注3) 論文投稿前申請書（様式 3-1）はアクションパスポートにて申請を行う。JECS-Group 回覧時もア
クションパスポート上の様式 3-1 を通じて行う（「申請種別」は「JECS-Group 回覧」を選択）。

(注4) 「類似課題リスト（様式 3-4）」は共有サーバの論文執筆希望リスト等を参照して記入すること。

(注5) 「論文投稿前審査でよくある指摘事項（別紙 3）」を参照し、作成すること。行番号（連続番号）

を付したうえ、Word 版も提出（剽窃チェック用）。また Table などが別ファイルになっている場合は、論文原稿の PDF ファイルに結合しファイルとして提出すること。

(注6) 「エコチル調査における結果の取りまとめに関するガイダンス（別紙1）」（疫学統計ガイドス）を参照し、作成すること。

(注7) ファイル名は「添付書類名_UC 名_執筆責任者又は筆頭著者名」すること。

《例》「②論文原稿_愛知 UC_執筆責任者又は筆頭著者」

《例》「③統計解析チェックシート_愛知 UC_統計解析チェックシート」

2) 投稿前審査の申請方法

論文投稿前審査の申請はアクションパスポート「様式 3-1 成果発表に関する論文投稿前審査申請書」の画面より行う。申請時の件名は「A：掲載リスト名<成果発表予定リスト/執筆希望リスト/追加調査承認課題一覧/登録外>の中から1つ該当するものを選択して記載、B：課題番号（枝番号も分かれば記載）、C：UC 名、D：執筆責任者又は筆頭著者名」の4種類の情報を記載する。下記に例を示す。

●リスト登録課題

<例>「成果発表予定リスト、【A30-2】●●UC、氏名」

●論文執筆希望リスト登録課題（アブストラクト登録済み課題）

<例>「執筆希望リスト、【6001】、●●UC、氏名」

●論文執筆希望リスト（2018、2019、2020）登録課題（成果発表予定リストへの掲載がない課題）

<例>「執筆希望リスト、【1111】、●●UC・氏名」

●追加調査で収集したデータを主要アウトカム又は曝露要因として使用する課題

「追加調査承認課題一覧、【12、20、131】・宮城 UC・執筆責任者又は筆頭著者名」

注) 追加調査に関しては、追加調査承認課題一覧の受付番号（課題番号）を記載する。また、複数の調査のデータを一つの論文に使用している場合は、該当する調査の番号を全て記載する。

(4) 環境省及びコアセンターへの論文投稿に係る届出

「成果発表に関する基本ルール」に準じて、申請者は、論文投稿前審査の承認後、環境リスク評価室及びコアセンターに初回論文投稿時、アクセプト時、掲載時（オンライン掲載・雑誌掲載のうち早い段階）から7営業日以内に環境省及びコアセンターに届出書（様式 10）をアクションパスポートを通じて提出する。なお、投稿先からの指摘等を受けて論文の主要アウトカムや曝露要因が変わってきた場合等、論文投稿前審査承認時から内容に大幅な変更があった際は、変更に関する届出を行う。

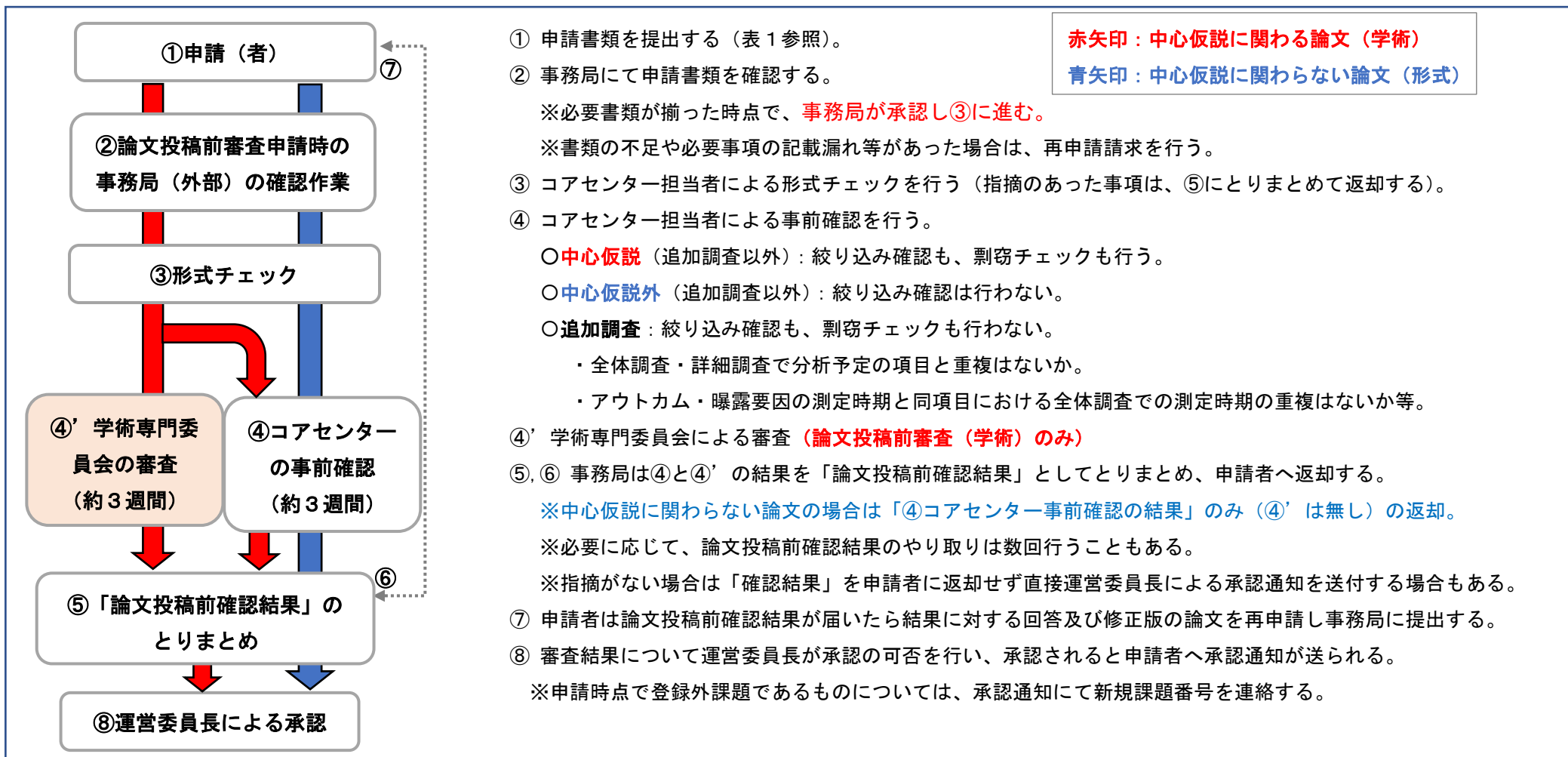
なお、論文投稿前審査後に変更が生じた場合の手続きは、【別紙 7】を参照のこと。

3. 運営委員会委員長への論文投稿前審査（学術・形式）について

(1) 論文投稿前審査の主な流れ

中心仮説に関わる論文は論文投稿前審査（学術）、中心仮説に関わらない論文（プロフィールペーパー含む）は論文投稿前審査（形式）²が実施される。論文投稿前審査（形式）の場合は学術専門委員会の審査は行わず、形式チェック及びコアセンターの事前確認が終わり次第運営委員長の承認に移行する。審査に開するやり取りはアクションパスポートを通して行う。なお、下記の審査期間は目安であり修正が多い場合など状況に応じて審査期間は変動する。

図1 論文投稿前審査フロー



² 中心仮説に関わらない論文であっても審査の過程で中心仮説相当課題と判断された場合は、中心仮説課題と同様の審査を受けることがある。

(2) 各段階の詳細について

1) 事務局への申請・事務局の確認 (図1 ①、②に該当)

申請者は、投稿論文の種類に応じて必要な書類(表1を参照)について最新の様式を確認の上、アクションパスポート「様式3-1 成果発表に関する論文投稿前審査申請書」の画面より行う(再掲)。

【申請時の必要書類(論文の種類により必要提出書類は異なる)、P4、表1の①～⑨に準じる】

- ①論文投稿前審査申請書 様式3-1 (システム登録画面)
- ②論文原稿(行番号(連続番号)付き)
※PDF版とWord版の両方提出
※Tableなどが別ファイルになっている場合は、論文原稿のPDFファイルに結合しーファイルとして提出すること。
- ③統計解析チェックシート 様式3-2
- ④作業実施手順書
- ⑤著者共著者貢献内容チェックシート 様式3-3
- ⑥類似課題リスト様式3-4(掲示板の執筆希望リスト等を参照して記入)
- ⑦論文投稿前審査申請前の自己チェックリスト 様式3-5
- ⑧J ECS-Group 回覧時結果報告書 様式2-3
- ⑨その他資料(任意)

問合せ先 審査に関して ○令和3年度のエコチル調査 論文投稿前審査申請事務局 (一般社団法人環境情報科学センター内:担当 松井・黒田) メールアドレス: shinsa@jecsseika.org TEL: 03-3265-4000 アクションパスポートに関して ○エコチル調査コアセンター メールアドレス: jecsees-usersupport@nies.go.jp
--

※書類不備の場合は事務局よりアクションパスポートを通じて申請者へ連絡(再申請請求)

※必要書類が揃っている場合は審査に進む

2) 形式チェック(図1 ③に該当)

コアセンター担当研究者は、形式チェック及び申請書類の確認を行う。形式チェックで指摘や質問等がある場合は事務局からアクションパスポートを通して申請者に連絡する。

申請者は、アクションパスポートを通して修正版等の書類を再申請(申請種別:申請1)し事務局へ送ること。

3) コアセンターの事前確認(図1 ④に該当)

コアセンター担当研究者は、事前確認を行いその結果を事務局に報告する。

4) 学術専門委員会の審査(図1 ④'に該当)

学術専門委員会は中心仮説に関わる論文の審査を行い事務局に報告する。なお、審査はコアセンターの事前確認と平行して行われる。

5) 「論文投稿前確認結果」のとりまとめ(図1 ⑤に該当)

事務局は、「コアセンター事前確認」及び「学術専門委員会の審査（中心仮説に関わる論文のみ）」の結果を「論文投稿前確認結果」としてとりまとめ、申請者にアクションパスポートを通じて結果を返却する。

申請者は、その結果を勘案し、回答や修正版の論文を再申請（申請種別：申請2）し事務局に送る。
このやり取りの間隔及び頻度次第で、審査期間が長くなるケースもある。なお、指摘がない場合は「確認結果」を返却せず直接運営委員長による承認通知を送付する場合もある。

6) 運営委員長の承認（図1 ⑧に該当）

事務局は、「論文投稿前確認結果」を運営委員長に報告し、運営委員長は判定を行う。判定の結果、承認された場合は申請者に事務局よりアクションパスポートを通じて、承認の結果通知を送る。

リスト登録外の論文について

令和3年7月1日以降、自由化になった課題の執筆を希望する際は、アブストラクトでの申請が必須となったため、7月1日以降に申請される課題については論文執筆希望リストに掲載され、課題番号が付与される。

一方で、令和3年6月までにアブストラクトでの申請なしに登録されたリスト登録外の課題は、自由化課題でも執筆優先権を喪失した課題（旧番号で申請）でも、新たに10000台の課題番号が論文投稿前審査の最終通知に記載されている。成果発表届出書等で課題番号の記載が必要となる場合は、最終通知に記載されたこの番号も記載すること。

※掲示版に掲載される「成果発表予定リスト」にもこの番号が掲載されている。

4. 論文投稿前審査に関する Q&A

Q. 論文投稿前審査の審査には大体どのくらいの期間がかかりますか？

- A. 平均でコアセンターの事前確認及び学術専門委員会の審査に約3週間かかります。そのため審査には1か月～2か月弱の期間が必要です。コアセンター事前確認の内容が中心仮説に関わるもの（学術審査）と関わらないもの（形式審査）で異なり、また追加調査の場合は形式チェック及びコアセンター事前確認の内容が異なるため、論文の種類に準じて審査に要する期間は異なります（中心仮説に関わる論文>中心仮説に関わらない論文>追加調査）。各審査のコメント内容によっては、著者の修正が必要なため、投稿時期が分かっている場合は、早めに審査の申請を行ってください。

Q. 論文投稿前審査申請書（様式3-1）の原本は郵送ですか？

- A. 原本を郵送する必要はありません。アクションパスポートにて申請いただきますが、アクションパスポート上でユニットセンター長の承認をいただく形にはしていません。提出いただいたものは、ユニットセンター長の事前の承諾を受けているものと見なして取り扱いますので、ユニットセンター長の承諾を得てから提出をお願いします。

Q. 執筆権が消失してしまった場合、論文投稿前審査申請書のリスト登録番号の記載はどのようにしたらいいですか？

- A. 令和3年7月以降、執筆が自由化された論文テーマはアブストラクトの申請が必須になりました。リスト登録番号の旧番号が分かれば、様式2-1の該当欄に旧番号を記載してください。

Q. 固定データの論文執筆自由化の時期を教えてください。

- A. 既に配付済みの固定データを利用して執筆する論文のうち、令和3年8月10日付の事務連絡で案内した「全国データを用いた成果発表予定課題（4歳時固定データ他）募集」の対象にならない課題で、発表済み又は発表予定として、成果発表予定リスト又は執筆希望リストに掲載されている課題と重複のない課題は、自由化された論文テーマとしてアブストラクトの申請を随時受け付けています（詳細は令和3年8月10日付事務連絡を参照のこと）。また、「全国データを用いた成果発表予定課題（4歳時固定データ他）募集」で応募のあった課題が執筆希望リストに掲載された後は、掲載された課題と重複のないテーマの論文のアブストラクトの申請は、随時、受け付けます。

Q. 論文執筆時に気を付けることはありますか？

- A. 他の執筆優先権のある課題にて、主要なアウトカム及び曝露要因として関連を解析することになっているものについては、論文執筆時に共変量として取り扱う場合、オッズ比を出さないようお願いいたします。執筆優先権のある課題への配慮について、ご理解いただければ幸いです。詳細は、別紙6及び別紙7をご参照ください。

Q. データ解析前に気を付けることはありますか。

- A. 変数の利用の誤り、絞り込みの誤り、文献引用の不備、必要な記載の欠落等、修正が必要となる事例がありますので、まず、データ解析前及び論文執筆前に論文投稿前審査申請要領（以下、「申請要領」という。）、申請要領の別紙3「論文投稿前審査でよくある指摘事項」、及び「論文投稿前審査申請前の自己チェックリスト」【基本ルール様式3-5】を確認をお願いします。変数の利用の誤り及び絞り込みの誤りについては、解析から修正が必要となりますので、ご注意ください。

2020.03.19の事務連絡にて論文執筆に関連する情報をまとめてお伝えしましたが、今回の基本ルールの改正（令和2年11月17日改正）と合わせて資料を整理しましたので、論文執筆時は、最新版を確認をお願いいたします。

※<2020.03.19の事務連絡>の別添01~04について

- ・【別添01】20170427事務連絡（解析に用いる先天性形態異常の取り扱い方針及び先天性形態異常再コード追加データの配付について）
- ・【別添02】第84回（H29.8.1）実務担当者WEB会議資料5-1_出産時全固定データを利用した対象者絞り込みについて【本資料の別紙5として掲載。別紙5には3歳時全固定データの絞り込みまでを追記しています。】
- ・【別添03】エコチル調査基本用語日本語・英語対応表⇒【各種資料>計画書に掲載】
- ・【別添04】出産時固定データ変数名日英対話表（dataset-variables-en）⇒【各種資料>計画書に掲載】

Q. 執筆が自由化されているデータを用いて論文を書く時に気を付けるべきことは何ですか？

A. 執筆優先権のある課題との重複がないようにお願いします。

執筆優先権のある課題は、コアセンターファイル交換サーバ：<https://fxp.nies.go.jp> に論文執筆希望リスト、論文執筆希望リスト（2018-2020）、成果発表予定リスト、があります（今後、指定課題リストも掲載予定）。各課題の執筆優先権期限については各リスト内に記載されています。また執筆優先権が切れた課題のリストとして、「執筆自由化により執筆の優先権を喪失した（課題リストから除外された）課題のリスト」があります。その中には執筆中の課題も多数あると思われます。各課題との重複の有無を確認したいときは、各課題の執筆責任者に直接連絡を取り、個別に確認をお願いします。執筆者間の連絡については、各センターの事務局経由、または成果発表届出・報告システム（ActionPassport）の回覧機能にてお願いします。いずれの方法も困難な場合は、コアセンター（jecs-seika-list@nies.go.jp）にお問合せください。

Q. 論文投稿前審査に提出する際、論文は英文校閲まで済ませる必要がありますか？

A. 審査でのやり取りを減らすため、英文校正したものを提出をお願いします。

Q. ある程度ドラフトの状態でも大筋・手順が書き込めていてデータを示せば大丈夫でしょうか？

A. 考察、結論、引用文献、論文全体の形式等も確認するため、投稿できる形に整えた後に審査に提出をお願いします。

Q. プロファイルペーパーの引用について

A. 掲示板の成果発表予定リストにてプロファイルペーパー（集団の基本属性、分析法等）の論文テーマ及び掲載状況を確認し、論文のメソッド等で引用し内容が重複しないようにお願いします。論文が掲載されておらず、メソッドの記載方法が分からない等があり、プロファイルペーパーの執筆責任者に連絡をとりたい場合は、各センターの事務局経由、または成果発表届出・報告システム（ActionPassport）の回覧機能にてお願いします。いずれの方法も困難な場合は、コアセンター（jecs-seika-list@nies.go.jp）にお問合せください。

Q. JECS group のメールアドレスを入力しなければ投稿が進まない場合について

A. jecscore@nies.go.jp を登録してください。

Q. 投稿した雑誌（編集者や査読者等）から質問票の開示の要求があった場合はどうしたらよいか？

A. 論文で使用した変数に関する質問に関してだけ Supplementary material 等に掲載してください。その際、著作権の制約の可能性のある質問票（オリジナルの質問票も含めて）は、そのものではなく、質問の内容がわかる英語で短く表現する等の工夫をしてください。また、著作権が

あるものでも質問票が公開されているものは多いので、オリジナルのサイトを参照していただく等の対応を行って下さい。

例) 変数に使用した項目の英訳の掲載は可能。

Q. 投稿先から、論文の著者名に JECS group の掲載が認められなかった場合の対応について

- A.** JECS-Group メンバー17 名を著者として掲載して下さい（その場合、追加著者へ事前の連絡をお願いいたします）。メンバー個々の名前を著者として記載することが認められない場合（人数制限のある場合など）は、謝辞に記載するようにお願いいたします。

5. 課題募集方式の変更の趣旨について

(1) 大きく変わった点

1) 課題の一括募集の時期が、データ配付直後から3か月後に変更

固定データ配付後の課題募集は、データ配付の約1か月後から3か月後になりました。その間に、データを見て、初歩的な解析を行い、アブストラクトを提出します。

2) 執筆自由化を廃止し、随時の課題登録に

データ配付後の課題の一括募集が終了した後、随時の課題の登録を受け付けます。課題登録があるため、執筆自由化により、重複のリスクを抱えたまま論文を執筆することはなくなりました。

(2) 現行の方式の問題点

(その1) 執筆自由化された固定データを用いて論文を執筆したとき、重複が発覚するのは論文執筆後であるため、投稿できないときの痛手が大きい。論文が完成しているため、変更する場合の手戻りが大きく、調整は困難。

(その2) 応募書の論文テーマが、データ解析前のため、曖昧であり、重複の度合いが分かりにくい。特に、探索的な解析を行う論文テーマは、他の論文テーマとの重複の可能性があるため、事前の住み分けを行うのは困難。

(その3) 応募課題から成果発表予定リストを作成しても、期限内に論文の事前審査申請がされず、執筆優先権を失う課題が多くあるため、調整にかけた労力が無駄になる。

(3) ルール改定による問題の解消

問題（その1）の解消

論文のアブストラクトの登録時点で、重複が発覚し、重複回避の調整を行うことが可能となり、その後の論文完成後の重複発覚の可能性はなくなる。

問題（その2）の解消

アブストラクトには、初歩的な解析段階の解析結果及び図表を付けるため、現在の応募課題よりも、内容が具体化しており、重複の度合いを判断しやすい。なお、論文の図表と同一である必要はない。

問題（その3）の解消

データ解析を行わなければアブストラクトの登録ができないため、多くの論文テーマを登録することはできず、登録したけれども論文が出てこないという状況は生じにくくなる。